2025年4月1日現在
静　岡　銀　行

〔しずぎん結婚・子育て資金贈与預金〕

項　　目	内　　容
1.商品名	しずぎん結婚・子育て資金贈与預金
2.販売対象	直系尊属（祖父母さま等）である贈与者から、書面による贈与にて結婚・子育て資金の贈与を受けられた18歳以上50歳未満かつ贈与前年所得が1,000万円以下の個人のお客さま ※口座開設時に「結婚・子育て資金管理特約」を締結していただきます。
3.期間	下記のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了し、本口座はただちにご解約いただきます。 ①預金者が50歳になられた場合 ②預金者が亡くなられた場合 ③本預金口座の残高が0円となり、預金者と当行とで本特約を終了させることで合意した場合
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ期限 (2)お預け入れ方法 (3)お預け入れ金額 (4)お預け入れ単位 (5)お預け入れ限度額	2027年3月31日(水) 本預金口座の開設店の窓口で申告書等のご提出とともにお預け入れいただけます。 ※本預金口座への振込によるお預け入れはできません。 ※本預金口座は、贈与契約書に基づく贈与資金以外の資金のお預け入れはできません。 ※本預金口座へのお預け入れは、預金者が贈与により金銭を取得した日から2か月以内に限ります。 10万円以上 1円単位 1,000万円（利息はお預入れ限度額に含みません）
5.払戻（支払）方法	当行本支店の窓口にて、下記のいずれかの方法で払い戻しいただけます。 ①預金者がご自身で結婚・子育て資金を支払後に、領収書等を当行に提出し、領収書等の金額を上限に本預金口座からお引き出しいただく方法 ②預金者がご自身で本預金を引き出した後に結婚・子育て資金を支払い、後から領収書等を当行に提出していただく方法
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	 当行所定の普通預金利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	無料
8.付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.中途解約時の取り扱い	上記「3.期間」に該当する事項以外での中途解約はできません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
11.贈与者が亡くなれた場合の取り扱い	①2021年3月以前に贈与を受けた場合 ・贈与者が亡くなられた際に、結婚・子育て資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 ②2021年4月以降に贈与を受けた場合 ・贈与者が亡くなられた際に、結婚・子育て資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。また、預金者が贈与者の子以外（相続人でない孫・ひ孫など）の場合、相続税額が2割加算となります。
12.その他参考となる事項	①キャッシュカードは発行いたしません。 ②当行本支店ＡＴＭとしずぎんダイレクト（インターネットバンキング等）による振込・振替はご利用いただけません。

	③本預金口座を引き落とし口座とする口座振替はご利用いただけません。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先　全国銀行協会相談室 ②電話番号　0570－017109 または 03－5252－3772